⑽　総合機能評価加算に規定する厚生労働大臣が定めるもの
イ　入退院支援加算１又は２を算定する患者であること。
ロ　介護保険法施行令第二条各号に規定する疾病を有する四十歳以上六十五歳未満の患者又は六十五歳以上の患者であること。
⑾　入退院支援加算の注10に規定する厚生労働大臣が定める患者
イ　コミュニケーションにつき特別な支援を要する者又は強度行動障害を有する者であること。
ロ　入退院支援加算を算定する患者であること。

三十五の六の二　精神科入退院支援加算の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に、入退院支援及び地域連携業務を担う部門が設置されていること。
(2)　当該部門に入退院支援及び地域連携に係る業務に関する十分な経験を有する専従の看護師又は専従の精神保健福祉士が配置されていること。
(3)　当該部門に専従の看護師が配置されている場合にあっては専任の精神保健福祉士が、専従の精神保健福祉士が配置されている場合にあっては専任の看護師が配置されていること。
(4)　各病棟に、入退院支援及び地域連携業務に専従として従事する専任の看護師又は精神保健福祉士が配置されていること。
(5)　その他入退院支援等を行うにつき十分な体制が整備されていること。

三十五の六の三　医療的ケア児（者）入院前支援加算の施設基準等
(1)　医療的ケア児（者）入院前支援加算の施設基準
医療的ケア児（者）の入院医療について、十分な実績を有していること。
(2)　医療的ケア児（者）入院前支援加算の注２に規定する厚生労働大臣が定める施設基準
情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(3)　医療的ケア児（者）入院前支援加算に係る厚生労働大臣が定める患者
医療的ケアを必要とする患者であって、入院前に当該患者の療養生活環境及び処置等を確認する必要があるもの

三十五の七　認知症ケア加算の施設基準等
(1)　認知症ケア加算１の施設基準
当該保険医療機関において、認知症を有する患者のケアを行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　認知症ケア加算２の施設基準
当該保険医療機関において、認知症を有する患者のケアを行うにつき適切な体制が整備されていること。
(3)　認知症ケア加算３の施設基準
当該保険医療機関において、認知症を有する患者のケアを行うにつき必要な体制が整備されていること。
(4)　認知症ケア加算の対象患者
認知症又は認知症の症状を有し、日常生活を送る上で介助が必要な状態である患者

三十五の七の二　せん妄ハイリスク患者ケア加算の施設基準
入院中の患者に対して、せん妄のリスク確認及びせん妄対策を行うにつき必要な体制が整備されていること。

三十五の八　精神疾患診療体制加算の施設基準
(1)　許可病床数が百床（別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあっては八十床）以上の病院であること。
(2)　救急医療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

三十五の九　精神科急性期医師配置加算の施設基準
(1)　通則
当該病棟において、常勤の医師は、当該病棟の入院患者の数が十六又はその端数を増すごとに一以上配置されていること。
(2)　精神科急性期医師配置加算１の施設基準
イ　精神科救急医療に係る実績を相当程度有していること。
ロ　当該保険医療機関において治療抵抗性統合失調症患者に対する入院医療に係る実績を相当程度有していること。
ハ　精神科救急性期医療入院料、精神科急性期治療病棟入院料１又は精神科急性期治療病棟入院料２（精神病棟看護・多職種協働加算を算定するものに限る。）を算定する精神病棟であること。
ニ　当該病棟に常勤の精神保健指定医（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項の規定による指定を受けた医師をいう。以下同じ。）が二名以上配置されていること。
(3)　精神科急性期医師配置加算２のイの施設基準
イ　精神病棟入院基本料（十対一入院基本料、十三対一入院基本料又は十五対一入院基本料に限る。）又は特定機能病院入院基本料を算定する精神病棟であること。
ロ　精神障害者であって身体疾患を有する患者に対する急性期治療を行うにつき十分な体制を有する保険医療機関の精神病棟であること。
ハ　許可病床（精神病床を除く。）の数が百床（別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあっては八十床）以上の病院であること。
(4)　精神科急性期医師配置加算２のロの施設基準
イ　(2)のイを満たすものであること。
ロ　精神科急性期治療病棟入院料１又は精神科急性期治療病棟入院料２（精神病棟看護・多職種協働加算を算定するものに限る。）を算定する精神病棟であること。
(5)　精神科急性期医師配置加算３の施設基準
イ　精神科救急医療に係る実績を一定程度有していること。
ロ　当該保険医療機関において治療抵抗性統合失調症患者に対する入院医療に係る実績を一定程度有していること。
ハ　(2)のハを満たすものであること。

三十五の十　排尿自立支援加算の施設基準等
(1)　排尿自立支援加算の施設基準
排尿に関するケアを行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　排尿自立支援加算の対象患者
尿道カテーテル抜去後に下部尿路機能障害の症状を有する患者又は尿道カテーテル留置中の患者であって、尿道カテーテル抜去後に下部尿路機能障害を生ずると見込まれるもの。

三十五の十一　地域医療体制確保加算の施設基準
(1)　地域医療体制確保加算１の施設基準
イ　救急搬送、周産期医療又は小児救急医療に係る実績を相当程度有していること。
ロ　病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。
(2)　地域医療体制確保加算２の施設基準
イ　(1)を満たしていること。
ロ　医師の確保が必要な診療科について、勤務環境及び処遇改善に資する体制並びに研修体制が整備されていること。

三十五の十二　協力対象施設入所者入院加算の施設基準
(1)　次のいずれにも該当するものであること。
イ　介護老人保健施設、介護医療院及び特別養護老人ホーム（以下この号において「介護保険施設等」という。）から協力医療機関として定められている保険医療機関であること。
ロ　当該保険医療機関において、緊急時に当該介護保険施設等に入所している患者が入院できる病床を常に確保していること。